

# 避難できますか？



市では、災害が発生したときに、自力による避難が困難な人（避難行動要支援者）を地域の力で支える仕組みづくりを進めるため、要配慮者避難支援計画を策定しています。その一環として行われる、避難行動要支援者の情報提供と名簿登録手続きについて説明します。

## 情報提供に同意しますか？

市では、避難支援が必要と判断される方をまとめた避難行動要支援者名簿を作成しています。このため、避難支援が必要と判断される方に対して、平成27年1月下旬に次のような書類・資料を郵送する予定です。

- ① 避難行動要支援者（あなた）の名簿情報を、避難支援を直接実施する地域の自主防災会・自治会、民生児童委員などに提供してよいか確認するための同意書
- ② 避難時に配慮しなくてはならない事項や緊急連絡先、普段生活している部屋の位置などを記載する個別計画
- ③ 登録申請書と説明資料

これらの書類・資料が届きました

たら、資料をよく読み、家族の方などとよく相談して、情報提供に同意するか決めてください。

「同意する」場合は、避難行動要支援者（あなた）の情報が自主防災会などへ事前に提供され、災害発生時に避難支援を受けることができます（支援者が被災した場合に支援を受けられないことがあります）。「同意しない」場合は、避難行動要支援者（あなた）の情報が提供されません。ただし、災害発生時に避難支援に必要な限度で、自主防災会などへ提供されることがあります。

## 申請で名簿登録できます

避難行動要支援者に該当しない方でも、自主防災会・自治会、民生児童委員などが特に支援の必要を認めた方、自らの命を主体的に守るため避難支援を希望する方は、避難行動要支援者の名簿に登録申請することができます。「児童市避難行動要支援者登録申請書」を市社会福祉課へ提出し、認められれば名簿に登録されます（家族の方の代理申請も可能です）。

## 平時時と災害時の名簿情報

避難行動要支援者名簿の情報提

供に同意した方の情報は、市からその地域の自主防災会などに通知されます。平時時には、自主防災会などの担当者が同意した方を訪問して、避難する際の個別計画を確認します。災害時には、支援者の協力を得ながら自宅から避難場所・避難所へと避難することになります。名簿情報も同意した方とともに避難場所・避難所の責任者へと引き継がれます。

## 地域のつながりが大切です

災害から避難行動要支援者が取り残されない仕組みを作るためには、一つとして、「災害が起きる前から、避難行動要支援者自身や家族が可能な限り被害を減らす対策をとること」が必要です。もう一つは、「避難行動要支援者本人・家族とその居住する地域の人とのつながり」が重要です。

自主防災会や福祉関係者などと一緒に、災害発生時に、支援できる体制を作り上げ、安全・安心に暮らせるようお互い協力しましょう。

## 問合せ 市危機管理室

☎654局11111内線452

市社会福祉課

☎654局11111内線752





Q

なぜ、避難行動要支援者名簿を作成するのですか？

# 災害発生！ あなたひとりで

A

ひとりで避難が困難な方の犠牲を抑えるための事前準備です。



Q

名簿情報の提供に「同意しない」とどうなりますか？



A

災害が発生してから情報提供されるため、避難の支援が遅れます。



## 《避難行動要支援者に対する避難支援の流れ》

